

各種物品賃貸業，産業用機械器具賃貸業，
事務用機械器具賃貸業，自動車賃貸業，
スポーツ・娯楽用品賃貸業，
その他の物品賃貸業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成22年11月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票の項目で灰色に塗りつぶされている部分がある場合は、その部分に記入する必要はありません。
- 記入いただきました調査票は、原則として「統計調査員」が回収に伺いますが、郵送により提出をお願いする場合がございます。その場合は、同封の「返信用封筒」を使用して提出してください。なお、ご記入の内容について問い合わせをすることがありますので、当「記入注意」の22頁を記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒のボールペンではっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は必ず整数で記入してください。例えば、6.3%は6%、1.5%は2%と小数点以下を四捨五入してください。なお、合計は100%とします。四捨五入の影響で100%にならない時は、割合の最も大きい区分で調整してください。ただし、調査項目に「***」がある場合は、必ずしも内訳の和が100%にはなりません。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」(※)について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

(※) この調査における「主たる業務」とは、「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」、「事務用機械器具賃貸業務」、「自動車賃貸業務」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」及び「その他の物品賃貸業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、次頁の「II. 調査対象となる事業所」に記載されている業務となりますので参照してください。

Ⅱ. 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類の小分類701-各種物品賃貸業、又は、小分類702-産業用機械器具賃貸業、小分類703-事務用機械器具賃貸業、小分類704-自動車賃貸業、小分類705-スポーツ・娯楽用品賃貸業、若しくは、小分類709-その他の物品賃貸業に格付けされる事業所です。具体的には、以下の物件を賃貸する業務を主たる業務として営む事業所が対象となります。

<各種物品賃貸業>

総合リース業（※1）又はその他の各種物品賃貸業（※2）

※1：総合リース業

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち賃貸するものが、以下の産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業のうち3つ以上の賃貸業にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務。

※2：その他の各種物品賃貸業

物品賃貸業のうち、以下の産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業のうち3つ以上の賃貸業にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務。

<産業用機械器具賃貸業>

物件名	内 容 例 示
産業機械	自動組立装置、産業用ポンプ、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など
工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)
土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む）、建設工事用各種作業船、仮設用機材（工事用エレベータを含む）、建設用足場資材、鋼矢板など（オペレータ付きの建設機械器具の賃貸業務も含まれます。）
医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など
商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など
通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど
サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備（ボウリング装置など）、娯楽機械（パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など）、カラオケ機器（業務用）、娯楽機器用両替機など
その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む）、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機材（業務用）など

<事務用機械器具賃貸業>

物 件 名	内 容 例 示
電子計算機・ 同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、C AD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など
事務用機器	コピー機、レジスタ、会計機械、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、 オフセット印刷機（B3版未満）、エアシュータ（気送管）、シュレッダ、事務用什器・ 備品など

<自動車賃貸業>

物 件 名	内 容 例 示
法人向け うち、代車向	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両（タンク車、トレーラなど）、二輪自動 車など（自動車リース業、レンタカー業が含まれます。）
個人向け	

<スポーツ・娯楽用品賃貸業>

物 件 名	内 容 例 示
スポーツ・娯 楽用品	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボート、ボー トなど

<その他の物品賃貸業>

物 件 名	内 容 例 示
映画・演劇用 品	テレビや映画・演劇の撮影、上映、上演に用いる道具、機材（映画用・演劇用の衣しよ うはここに含めてください。）
音楽・映像記 録物	音楽・映画その他の映像等を納めたDVD、CD、ビデオ等
貸衣しょう	冠婚葬祭用、パーティ用などの衣しょう（衣しょうについている小物などはここに含め てください。小物の場合について単品で貸し出す場合は、 <u>その他</u> に記入してください。）
そ の 他	理化学機器、医療・福祉用具（主として個人向け介護ベッド、車いすなど）、仮設トイレ （イベント用）、仮設住宅、美術品、楽器（ピアノなど）、布団、植木（観葉植物）、花環、 マネキン、ユニフォーム作業着、防災用品、保安用品など

◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は、この調査の対象とはなりません。

- ①土木・建設業者が、自己の所有する遊休土木・建設機械等を賃貸する場合、又は建設機械等を使用して工事請負を行っている場合
- ②貸シーツ、貸おしぼり等リネンサプライ業
- ③映画配給業
- ④サービス提供の一環として物品を貸し出す業務（例：英語学習の一環として教材を貸し出す、同時通訳の一環としてイヤホンを貸し出す）

(参考)「日本標準産業分類」

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。詳細は総務省のホームページをご覧ください。

【<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>】

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が下記の「1 会社」に該当する場合のみ、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。）。</p> <table border="1" data-bbox="448 1402 1414 1832"> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1402 643 1518">1 会社</td> <td data-bbox="643 1402 1414 1518">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1518 643 1677">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="643 1518 1414 1677">公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1677 643 1832">3 個人経営</td> <td data-bbox="643 1677 1414 1832">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社をいいます。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社をいいます。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="448 488 1414 987"> <tr> <td data-bbox="448 488 639 607"> 1 単独事業所 </td> <td data-bbox="639 488 1414 607"> 他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 607 639 869"> 2 本 社 </td> <td data-bbox="639 607 1414 869"> 他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 869 639 987"> 3 支 社 </td> <td data-bbox="639 869 1414 987"> 他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。 </td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
4	フランチャイズ	<p>フランチャイズチェーンへの加盟の有無について、加盟している場合は「1」を、加盟していない場合は「2」を○で囲みます。</p> <div data-bbox="443 1160 1422 1514" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>「フランチャイズ」とは、事業者（「フランチャイザー」と呼ぶ）が他の事業者（「フランチャイジー」と呼ぶ）との間に契約を結び、自己の商標、サービスマーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識、および経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導および援助のもとに事業を行う両者の継続的関係をいいます。</p> </div> <p>フランチャイジーとなっている場合は「1」を○で囲みます。</p>						
<p>◎以下の調査事項(番号5～10)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p> <p>◎なお、8-I、8-II、8-III、9-I-1、9-I-2の「リース」に関する調査事項(主たる業務のリース年間契約高、リース物件別契約高割合、リース年間契約件数、リース契約高の契約先産業別割合)については、売上高ではなく「契約高」に係る数字(金額、割合又は件数)を記入してください。</p>								

番号	調査事項	記入注意
5	年間売上高	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① 事業所の年間売上高については、<u>あなたの事業所が平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額（提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価）を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入（いわゆる営業外収入）は含めないでください。</p> <p>(2)「Ⅱ Ⅰの『事業所の年間売上高(消費税額を含む。)]に占める業務別売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「各種物品賃貸業務(A)」、「産業用機械器具賃貸業務(B)」、「事務用機械器具賃貸業務(C)」、「自動車賃貸業務(D)」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務(E)」、「その他の物品賃貸業務(F)」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p> <p>② 「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」、「事務用機械器具賃貸業務」、「自動車賃貸業務」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」、「その他の物品賃貸業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」において記載されている業務（2～3頁参照）に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、業務の内訳の割合を記入してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、本記入注意の「8-Ⅲ「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の契約先産業別割合」に記載している産業別区分（15～17頁参照）に従ってください。</p>
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1)「Ⅰ 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>あなたの事業所の売上原価、販売費及び一般管理費を、下記の表の費用区分に従って、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>① 年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が、平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に要した費用について、<u>下記区分に従って記入してください。</u>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 当該年間営業費用には、営業外費用（割引料、為替差損等）は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p>

番号	調査事項	記入注意																			
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="470 315 1422 1854"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 315 635 353">費用区分</th> <th data-bbox="635 315 1422 353">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 353 635 752"> 給与支給総額 </td> <td data-bbox="635 353 1422 752"> ○平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 752 635 860"> 貸与資産原価 </td> <td data-bbox="635 752 1422 860"> ○貸与資産（リース及びレンタル資産）の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 860 635 1043"> リース投資資産原価 </td> <td data-bbox="635 860 1422 1043"> ○「所有権移転外ファイナンス・リース」(※)に係るリース投資資産原価（リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額）を記入してください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1043 635 1189"> 資金原価 </td> <td data-bbox="635 1043 1422 1189"> ○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1189 635 1296"> 減価償却費 </td> <td data-bbox="635 1189 1422 1296"> ○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費（貸与資産以外の減価償却費）を記入してください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1296 515 1476" rowspan="3"> 賃借料 </td> <td data-bbox="515 1296 635 1476"> 土地・建物 </td> <td data-bbox="635 1296 1422 1476"> ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1476 564 1715"> 情報通信機器・装置 </td> <td data-bbox="564 1476 1422 1715"> ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1715 564 1854"> その他 </td> <td data-bbox="564 1715 1422 1854"> ○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="416 1877 1449 1989">※「所有権移転外ファイナンス・リース（取引）」とは、リース期間の途中において自由解約が認められず、リース期間終了後にリース物件を貸し手側に返還することになっている取引をいいます。</p>	費用区分	費用例示	給与支給総額	○平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。	貸与資産原価	○貸与資産（リース及びレンタル資産）の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。	リース投資資産原価	○「所有権移転外ファイナンス・リース」(※)に係るリース投資資産原価（リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額）を記入してください。	資金原価	○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費（貸与資産以外の減価償却費）を記入してください。	賃借料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	情報通信機器・装置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
費用区分	費用例示																				
給与支給総額	○平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。																				
貸与資産原価	○貸与資産（リース及びレンタル資産）の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。																				
リース投資資産原価	○「所有権移転外ファイナンス・リース」(※)に係るリース投資資産原価（リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額）を記入してください。																				
資金原価	○貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額を記入してください。																				
減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費（貸与資産以外の減価償却費）を記入してください。																				
賃借料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																			
	情報通信機器・装置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
	その他	○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			

番号	調査事項	記入注意														
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="470 286 1422 600"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 286 635 331">費用区分</th> <th data-bbox="635 286 1422 331">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 331 635 600">その他の営業費用</td> <td data-bbox="635 331 1422 600"> <p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は20頁を参照してください。</p> <p>(2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に新たに取得した資産（新品、中古品、建物など）の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="424 1070 1422 2033"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 1070 512 1115">資産区分</th> <th data-bbox="512 1070 1422 1115">資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 1115 512 1682" rowspan="3">有形固定資産</td> <td data-bbox="512 1115 1422 1328"> <p>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した金額</p> <p>平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に新たに取得したリース投資資産は、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1328 1422 1525"> <p>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1525 1422 1682"> <p>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く）の購入に要した金額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1682 512 1798">土地</td> <td data-bbox="512 1682 1422 1798"> <p>○土地購入に要した金額</p> <p>○既存の土地を整備することに要した金額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1798 512 2033">建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="512 1798 1422 2033"> <p>○建物の購入、改築・改装に要した金額</p> <p>○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額</p> <p>○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	その他の営業費用	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>	資産区分	資産例示	有形固定資産	<p>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した金額</p> <p>平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に新たに取得したリース投資資産は、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。</p>	<p>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額</p>	<p>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く）の購入に要した金額</p>	土地	<p>○土地購入に要した金額</p> <p>○既存の土地を整備することに要した金額</p>	建物・その他の有形固定資産	<p>○建物の購入、改築・改装に要した金額</p> <p>○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額</p> <p>○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など</p>
費用区分	費用例示															
その他の営業費用	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>															
資産区分	資産例示															
有形固定資産	<p>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した金額</p> <p>平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に新たに取得したリース投資資産は、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。</p>															
	<p>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額</p>															
	<p>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く）の購入に要した金額</p>															
土地	<p>○土地購入に要した金額</p> <p>○既存の土地を整備することに要した金額</p>															
建物・その他の有形固定資産	<p>○建物の購入、改築・改装に要した金額</p> <p>○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額</p> <p>○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など</p>															

番号	調査事項	記入注意				
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="427 286 1422 506"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 286 647 331">資産区分</th> <th data-bbox="647 286 1422 331">資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 331 647 506">無形固定資産</td> <td data-bbox="647 331 1422 506">○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した金額をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 「Ⅲ 事業所の過去1年間におけるリース投資資産取得額」</p> <p>「リース投資資産取得額」には、新品、中古品、建物など平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に契約した所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この期間中にリース投資資産の取得がなかった場合は、「0」を記入してください。</p>	資産区分	資産例示	無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した金額をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
資産区分	資産例示					
無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した金額をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。					
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成22年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「Ⅰ 事業所の従業者数」</p> <p>事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p><u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。（別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。）</u></p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。</p>				

番号	調査事項	記入注意																
7	従業者数	<p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 288 692 331">雇用形態区分</th> <th data-bbox="692 288 1422 331">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 331 692 779">① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="692 331 1422 779"> <p>○「個人経営」である場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 779 692 1108">② 有給役員</td> <td data-bbox="692 779 1422 1108"> <p>○「会社」、「会社以外の法人・団体」である時に記入してください。</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1108 692 1323">常用雇用者</td> <td data-bbox="692 1108 1422 1323"> <p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成22年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1323 692 1480">③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="692 1323 1422 1480"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1480 692 1637">④ パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="692 1480 1422 1637"> <p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1637 692 1794">(就業時間換算雇用者数)</td> <td data-bbox="692 1637 1422 1794"> <p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1794 692 2074">⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="692 1794 1422 2074"> <p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○「個人経営」である場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p>	② 有給役員	<p>○「会社」、「会社以外の法人・団体」である時に記入してください。</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成22年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>	③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>	④ パート、アルバイトなど	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。）</p>	(就業時間換算雇用者数)	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p>	⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	<p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p>
雇用形態区分	内容例示																	
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○「個人経営」である場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p>																	
② 有給役員	<p>○「会社」、「会社以外の法人・団体」である時に記入してください。</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>																	
常用雇用者	<p>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人</p> <p>○平成22年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>																	
③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>																	
④ パート、アルバイトなど	<p>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。）</p>																	
(就業時間換算雇用者数)	<p>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</p>																	
⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	<p>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p>																	

番号	調査事項	記入注意								
7	従業者数	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="456 286 1422 831"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 286 695 331">雇用形態区分</th> <th data-bbox="695 286 1422 331">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 331 695 450"> 総計 (①から⑤の合計) </td> <td data-bbox="695 331 1422 450">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計 (総計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 450 695 629"> 総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人 </td> <td data-bbox="695 450 1422 629">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 663 695 831"> 総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人 </td> <td data-bbox="695 663 1422 831">○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="448 869 855 898">(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p data-bbox="475 913 1449 1077">例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、$24 \times 4 \div 40 = 2.4$となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p data-bbox="432 1126 1010 1155">(4)「Ⅱ 『主たる業務』の部門別事業従事者数」</p> <p data-bbox="443 1171 1449 1290">① 「主たる業務」に携わる事業従事者数 (※参照) を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務 (例えば、就業時間数の多かった部門) で区分してください。</p> <p data-bbox="491 1305 1449 1469">(※) 事業従事者数とは、従業者数 (「Ⅰ」欄の総計) から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="443 1485 1449 1552">② この欄では、「主たる業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <p data-bbox="459 1608 1409 1715">「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「<u>主たる業務</u>」に携わる人数 (事業従事者数)</p>	雇用形態区分	内容例示	総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計 (総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示									
総計 (①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計 (総計欄)									
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人									
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人									

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数	<p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) 以下の各部門の「うち、別経営の事業所から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="456 443 1422 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 443 695 483">部門区分</th> <th data-bbox="695 443 1422 483">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 483 695 813"> 管理・営業部門 </td> <td data-bbox="695 483 1422 813"> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="456 813 1422 891"> ※ うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 891 695 1014"> 保守・管理・操作部門 </td> <td data-bbox="695 891 1422 1014"> ○各種賃貸物件の整理、保管、メンテナンスなどの業務に従事する人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1014 695 1137"> その他 </td> <td data-bbox="695 1014 1422 1137"> ○上記以外の業務に従事する人 (修理、配達、お客様相談など) </td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業部門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	※ うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		保守・管理・操作部門	○各種賃貸物件の整理、保管、メンテナンスなどの業務に従事する人	その他	○上記以外の業務に従事する人 (修理、配達、お客様相談など)
部門区分	内容例示											
管理・営業部門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。											
※ うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)												
保守・管理・操作部門	○各種賃貸物件の整理、保管、メンテナンスなどの業務に従事する人											
その他	○上記以外の業務に従事する人 (修理、配達、お客様相談など)											
8	年間売上高、契約高	<p>(1) 「I 『主たる業務』の『レンタル年間売上高(消費税額を含む。)]、『リース年間契約高(消費税額を含む。)]」</p> <p>「5 II」の「各種物品賃貸業務(A)」、「産業用機械器具賃貸業務(B)」、「事務用機械器具賃貸業務(C)」、「自動車賃貸業務(D)」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務(E)」及び「その他の物品賃貸業務(F)」の中から、「<u>主たる業務</u>」(売上高が最も多い業務)の「<u>レンタル年間売上高</u>」及び「<u>リース年間契約高</u>」について、<u>消費税額を含めて記入してください。なお、対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。</u></p> <p>※「レンタル」と「リース」の区分については、下記を参照してください。</p> <p>注1：「レンタル」と「リース」の区分</p> <p>○レンタル：物件を使用させる期間が1年未満、又は契約期間中に解約が可能な賃貸契約。</p> <p>○リース：物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約。</p> <p>注2：支社がリース契約の申込みを受け、実際に取引をまとめた後、本社が形式的に契約を結んだような場合は、支社の契約として取り扱い、支社の契約として調査票に記入してください。本社・支社間での調査票の重複記入のないようにお願いします。</p>										

番号	調査事項	記入注意																							
8	年間売上高、契約高	<p>(2)「Ⅱ 『主たる業務』の『レンタル年間売上高』及び『リース年間契約高』の物件別割合」 「5 Ⅱ」欄で記入した主たる業務について、本欄(「8 Ⅱ」欄)の(A)、(B)、(C)、(D)、※(E)、(F)の各業務の表のうち、該当する業務の表のみに、当該業務の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の物件別の割合を合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない場合は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>※(E)が主たる業務の場合、(E)欄のレンタル年間売上高又はリース年間契約高に「100%」と記入してください。</p> <p>物件別割合は、下記の物件別区分の内容に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="454 616 1422 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 616 518 660"></th> <th data-bbox="518 616 742 660">物件名</th> <th data-bbox="742 616 1422 660">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 660 518 1187" rowspan="4">各種器具 (B)</td> <td data-bbox="518 660 742 840">産業機械</td> <td data-bbox="742 660 1422 840">自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鋳山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 840 742 996">工作機械</td> <td data-bbox="742 840 1422 996">旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 996 742 1187">土木・建設機械</td> <td data-bbox="742 996 1422 1187">掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1187 742 1355">医療用機器</td> <td data-bbox="742 1187 1422 1355">診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1355 518 1512" rowspan="2">(A)</td> <td data-bbox="518 1355 742 1512">商業用機械・設備</td> <td data-bbox="742 1355 1422 1512">業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1512 742 1624">通信機器</td> <td data-bbox="742 1512 1422 1624">有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1624 518 1848"></td> <td data-bbox="518 1624 742 1848">サービス業用機械・設備</td> <td data-bbox="742 1624 1422 1848">業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1848 518 2016"></td> <td data-bbox="518 1848 742 2016">その他の産業用機械・設備</td> <td data-bbox="742 1848 1422 2016">鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機器(業務用)など</td> </tr> </tbody> </table>		物件名	内容例示	各種器具 (B)	産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鋳山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)	土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など	(A)	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など	通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど		サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など		その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機器(業務用)など
	物件名	内容例示																							
各種器具 (B)	産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鋳山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など																							
	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)																							
	土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など																							
	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など																							
(A)	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など																							
	通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど																							
	サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など																							
	その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機器(業務用)など																							

番号	調査事項	記入注意																									
8	年間売上高、契約高	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="454 264 571 309">物件名</th> <th data-bbox="571 264 1422 309">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 309 513 958" rowspan="4">各種物 品 (A)</td> <td data-bbox="513 309 571 450">事務用機械器具(C)</td> <td data-bbox="571 309 1422 450"> 電子計算機・同関連機器 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 450 571 680">事務用機器</td> <td data-bbox="571 450 1422 680"> 複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレッダ、事務用什器・備品など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 680 571 958">自動車(D)</td> <td data-bbox="571 680 1422 958"> 法人向け 乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など うち、代車向 個人向け </td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 958 571 1070">スポーツ・娯楽用品(E)</td> <td data-bbox="571 958 1422 1070"> スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボート、ボートなど </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1070 513 1234">その他(F)</td> <td data-bbox="513 1070 571 1234">映画・演劇用品</td> <td data-bbox="571 1070 1422 1234"> テレビや映画・演劇の撮影、上映、上演に用いる道具、機材(映画用・演劇用の衣しょうはここに含めてください。) <u>ください。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1234 513 1352">音楽・映像記録物</td> <td data-bbox="513 1234 571 1352"></td> <td data-bbox="571 1234 1422 1352"> 音楽・映画その他の映像等を納めたDVD、CD、ビデオ等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1352 513 1547">貸衣しょう</td> <td data-bbox="513 1352 571 1547"></td> <td data-bbox="571 1352 1422 1547"> 冠婚葬祭用、パーティ用などの衣しょう (衣しょうについている小物などもここに含めてください。小物を単品で貸し出す場合は、その他に記入してください。)) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1547 513 1742">その他</td> <td data-bbox="513 1547 571 1742"></td> <td data-bbox="571 1547 1422 1742"> 理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、美術品、布団、植木、花環、マネキン、ユニフォーム作業着、防災用品、保安用品など </td> </tr> </tbody> </table>		物件名		内容例示	各種物 品 (A)	事務用機械器具(C)	電子計算機・同関連機器 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など	事務用機器	複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレッダ、事務用什器・備品など	自動車(D)	法人向け 乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など うち、代車向 個人向け	スポーツ・娯楽用品(E)	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボート、ボートなど	その他(F)	映画・演劇用品	テレビや映画・演劇の撮影、上映、上演に用いる道具、機材(映画用・演劇用の衣しょうはここに含めてください。) <u>ください。</u>	音楽・映像記録物		音楽・映画その他の映像等を納めたDVD、CD、ビデオ等	貸衣しょう		冠婚葬祭用、パーティ用などの衣しょう (衣しょうについている小物などもここに含めてください。小物を単品で貸し出す場合は、その他に記入してください。))	その他		理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、美術品、布団、植木、花環、マネキン、ユニフォーム作業着、防災用品、保安用品など
物件名		内容例示																									
各種物 品 (A)	事務用機械器具(C)	電子計算機・同関連機器 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など																									
	事務用機器	複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレッダ、事務用什器・備品など																									
	自動車(D)	法人向け 乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など うち、代車向 個人向け																									
	スポーツ・娯楽用品(E)	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボート、ボートなど																									
その他(F)	映画・演劇用品	テレビや映画・演劇の撮影、上映、上演に用いる道具、機材(映画用・演劇用の衣しょうはここに含めてください。) <u>ください。</u>																									
音楽・映像記録物		音楽・映画その他の映像等を納めたDVD、CD、ビデオ等																									
貸衣しょう		冠婚葬祭用、パーティ用などの衣しょう (衣しょうについている小物などもここに含めてください。小物を単品で貸し出す場合は、その他に記入してください。))																									
その他		理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、美術品、布団、植木、花環、マネキン、ユニフォーム作業着、防災用品、保安用品など																									

番号	調査事項	記入注意																
8	年間売上高、契約高	<p>(3) 「Ⅲ 『主たる業務』の『レンタル年間売上高』及び『リース年間契約高』の契約先産業別割合」</p> <p>本調査票の「8-I」欄で記入した「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」について、契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるようにそれぞれ整数で記入してください。なお、合計が100%にならない場合は、割合の大きいところで調整してください。</p> <p>(4) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="440 577 1422 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 577 603 611">産業別区分</th> <th data-bbox="603 577 1422 611">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 611 603 741">建設業</td> <td data-bbox="603 611 1422 741">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 741 603 1039">製造業</td> <td data-bbox="603 741 1422 1039">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維(衣服・その他の繊維製品を含む)、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1039 603 1137">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="603 1039 1422 1137">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1137 603 1402">情報通信業</td> <td data-bbox="603 1137 1422 1402">通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1402 603 1742">運輸業，郵便業</td> <td data-bbox="603 1402 1422 1742">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業(信書便事業を含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1742 603 1832">卸売業，小売業</td> <td data-bbox="603 1742 1422 1832">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1832 603 2011">金融業，保険業</td> <td data-bbox="603 1832 1422 2011">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維(衣服・その他の繊維製品を含む)、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業，郵便業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業(信書便事業を含む)	卸売業，小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融業，保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)
産業別区分	業種例示																	
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																	
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維(衣服・その他の繊維製品を含む)、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業																	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																	
情報通信業	通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																	
運輸業，郵便業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業(信書便事業を含む)																	
卸売業，小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融業，保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																	

番号	調査事項	記入注意																		
8	年間売上高、 契約高	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 286 603 327">産業別区分</th> <th data-bbox="603 286 1422 327">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 327 603 421">不動産業, 物品賃貸業</td> <td data-bbox="603 327 1422 421">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、 (物品賃貸業では同業者(17頁の※)参照)となる場合がある)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 421 603 723">学術研究, 専門・技術 サービス業</td> <td data-bbox="603 421 1422 723">学術・開発研究機関、専門サービス業(法律事務所、特許事務所、 公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、 デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業(興信所、 社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、広告業、 技術サービス業(獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、 商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)、その他の技術サービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 723 603 875">宿泊業, 飲食 サービス業</td> <td data-bbox="603 723 1422 875">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の 一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、 ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 875 603 1111">生活関連 サービス業, 娯楽業</td> <td data-bbox="603 875 1422 1111">洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行 業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地 管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、 興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、 遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1111 603 1263">教育, 学習 支援業</td> <td data-bbox="603 1111 1422 1263">学校教育、その他の教育, 学習支援業(社会教育、職業・教育支援 施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・ 健康教授業など))</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1263 603 1503">サービス業</td> <td data-bbox="603 1263 1422 1503">廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者 派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、 警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団 体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されな いサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1503 603 1581">公 務</td> <td data-bbox="603 1503 1422 1581">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1581 603 1776">同 業 者</td> <td data-bbox="603 1581 1422 1776">「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」、「事務用機械 器具賃貸業務」、「自動車賃貸業務」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業 務」及び「その他の物品賃貸業務」の同業者(同一企業間の企業 内取引を含む) (17頁(※)参照)</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業種例示	不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、 (物品賃貸業では 同業者(17頁の※)参照)となる場合がある)	学術研究, 専門・技術 サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業(法律事務所、特許事務所、 公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、 デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業(興信所、 社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、広告業、 技術サービス業(獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、 商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)、その他の技術サービス業	宿泊業, 飲食 サービス業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の 一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、 ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	生活関連 サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行 業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地 管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、 興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、 遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業)	教育, 学習 支援業	学校教育、その他の教育, 学習支援業(社会教育、職業・教育支援 施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・ 健康教授業など))	サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者 派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、 警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団 体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されな いサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公 務	国家及び地方公務	同 業 者	「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」、「事務用機械 器具賃貸業務」、「自動車賃貸業務」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業 務」及び「その他の物品賃貸業務」の同業者(同一企業間の企業 内取引を含む) (17頁(※)参照)
産業別区分	業種例示																			
不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、 (物品賃貸業では 同業者(17頁の※)参照)となる場合がある)																			
学術研究, 専門・技術 サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業(法律事務所、特許事務所、 公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、 デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業(興信所、 社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、広告業、 技術サービス業(獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、 商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)、その他の技術サービス業																			
宿泊業, 飲食 サービス業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の 一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、 ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																			
生活関連 サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行 業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地 管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く)、 興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、 遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業)																			
教育, 学習 支援業	学校教育、その他の教育, 学習支援業(社会教育、職業・教育支援 施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・ 健康教授業など))																			
サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者 派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、 警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団 体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されな いサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																			
公 務	国家及び地方公務																			
同 業 者	「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」、「事務用機械 器具賃貸業務」、「自動車賃貸業務」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業 務」及び「その他の物品賃貸業務」の同業者(同一企業間の企業 内取引を含む) (17頁(※)参照)																			

番号	調査事項	記入注意						
8	年間売上高、 契約高	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="440 286 1422 763"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 286 501 327">産業別区分</th> <th data-bbox="501 286 1422 327">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 327 501 651">その他</td> <td data-bbox="501 327 1422 651"> 農業、林業、漁業、鉱業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 651 501 763">個人</td> <td data-bbox="501 651 1422 763"> 契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)契約先産業区分における「同業者」について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① あなたの事業所が「各種物品賃貸業」である場合 契約先が「各種物品賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「各種物品賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ② あなたの事業所が「産業用機械器具賃貸業」である場合 契約先が「産業用機械器具賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「産業用機械器具賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ③ あなたの事業所が「事務用機械器具賃貸業」である場合 契約先が「事務用機械器具賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「事務用機械器具賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ④ あなたの事業所が「自動車賃貸業」である場合 契約先が「自動車賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「自動車賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ⑤ あなたの事業所が「スポーツ・娯楽用品賃貸業」である場合 契約先が「スポーツ・娯楽用品賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「スポーツ・娯楽用品賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ⑥ あなたの事業所が「その他の物品賃貸業」である場合 契約先が「その他の物品賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「その他の物品賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ⑦ 契約先が「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び「その他の物品賃貸業」のいずれかの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。 	産業別区分	業種例示	その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業別区分	業種例示							
その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。							
個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。							

番号	調査事項	記入注意
8	年間売上高、 契約高	<p>(つづき)</p> <p>⑧ 「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び「その他の物品賃貸業」の各業務の定義は、本記入注意のⅡ.(2～3頁参照)に従ってください。</p>
9	年間契約件数	<p>(1) 「Ⅰ-1 『主たる業務』のリース年間契約件数」</p> <p><u>「主たる業務」が各種物品賃貸業(A)、産業用機械器具賃貸業務(B)、事務用機械器具賃貸業務(C)の場合、その業務についての「リース年間契約件数」を記入してください。</u></p> <p>① 「8 I」において「リース年間契約高」に記入がある場合は、その契約についての「リース年間契約件数」を記入してください。</p> <p>また、「リース年間契約件数」のうち、リース会社が賃貸物件の保守、管理及び操作義務を負う条項のあるものについて「うち、保守・管理・操作の条件(義務)のある契約件数」にその件数を記入してください。</p> <p>② ①の「リース年間契約件数」について、矢印に従って、契約期間別の件数を別欄に記入してください。</p> <p>(2) 「Ⅰ-2 『主たる業務』のレンタル年間契約件数及びリース年間契約件数」</p> <p><u>「主たる業務」が自動車賃貸業(D)、その他の物品賃貸業(F)の場合、その業務についての「レンタル年間契約件数」、「リース年間契約件数」を記入してください。</u></p> <p>① 「自動車(D)」をレンタル又はリースしている場合は、契約相手が法人の場合(「法人向け」と個人の場合(「個人向け」))に分けて契約台数を記入してください。</p> <p>また、契約先が「法人」である場合、契約先が利用する自動車が車検等で利用できない期間の代車としてレンタルした契約台数を「うち、代車向」に内数として記入してください。</p> <p>更に、貴事業所が賃貸物件の保守及び管理義務を負う条項のあるものの契約台数を「うち、保守・管理の条件(義務)のある契約件数」に「法人向け」、「個人向け」に分けて、それぞれ内数として記入してください。</p> <p>② 「その他(F)」をレンタル又はリースしている場合は、それぞれの「年間契約件数(レンタル又はリース物品数)」を物品の種類別に記入してください。</p> <p>物品の種類別については、14頁の物件別の内容例示に従ってください。</p>

番号	調査事項	記入注意
10	保有数量等	<p>(1) 「Ⅰ 『自動車賃貸業務』に係る保有自動車台数」 「自動車賃貸業務」について、平成22年11月1日現在で保有している自動車台数をレンタル業務、リース業務に分けて記入してください。 「レンタル」と「リース」の区分については、12頁(1)の注1及び注2を参照してください。 ※「保有」は、所有より広義の意味となりますので、例えば、リース業者から物品を借り、それを個人等にレンタル・リースしている場合も保有数量として記入してください。</p> <p>(2) 「Ⅱ 『自動車賃貸業務』のレンタル業務年間売上高におけるインターネットを經由して受付けた割合」 「自動車賃貸業務」に係るレンタルの年間売上高について、その契約に至るレンタルの申し込み・予約等の受付がインターネットを經由して行われた割合を%(パーセント)で記入してください。 ここでいう、インターネット経由とは、インターネット上の画面の操作のみで申し込みが完了する場合をいいます。 インターネット上に記載されている連絡先を見て、あるいは、インターネット上で提供されている申込用紙等の書類を打ち出し(プリントアウト)、ファクス又は郵送により受付した場合は含みません。</p> <p>(3) 「Ⅲ 賃貸物件、商品保有数量及び貸出数量、営業日数」(主たる業が「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」の場合)</p> <p>① 「Ⅲ-1 主な賃貸物件」 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」について、賃貸業務を行っている主な物件について、1から6の中から1つ選び○で囲んでください。</p> <p>② 「Ⅲ-2 『スポーツ・娯楽用品賃貸業務』に係る商品保有数量及び貸出し数量」</p> <p>1) 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に係る賃貸物件について、平成22年11月1日現在で保有しているものの数量(個数、セット数)を記入してください。</p> <p>2) 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に係る賃貸物件について、平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に貸し出した数量(個数、セット数)を延べ数で記入してください。同じ賃貸物件を複数回賃貸している場合には、その総回数となります。</p> <p>③ 「Ⅲ-3 営業日数」 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」について、平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間における事業所の営業日数を記入してください。</p> <p>④ 「Ⅳ レンタル物品の保有数量」(主たる業が『その他の物品賃貸業務』の場合) 「その他の物品賃貸業務」に係るレンタル物品について、平成22年11月1日現在で保有しているものの数量(個数、セット数)を物品の種類別に記入してください。物品の種類別については、14頁の物件別の内容例示に従って記入してください。</p>

「損益計算書」と「年間営業費用」との関係

『物品賃貸業調査票の場合』

損益計算書 (自 平成××年×月×日 至 平成××年×月×日)	特定サービス産業実態調査における 営業費用項目
I 売上高(営業収入)	
II 売上原価(営業原価)	
・人件費	「給与支給総額」
・貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料	「貸与資産原価」
・所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)	「リース投資資産原価」
・貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額	「資金原価」
・減価償却費(※)	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・消耗品費 ・特許・商標等使用料	「その他の営業費用」
・所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産の売上原価	
・仕入高(商品・原材料・部品などの仕入高)など	
など	
III 販売費及び一般管理費	
・販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
・賃金 ・手当(通勤手当を含む) ・賞与	
・減価償却費	「減価償却費」
・不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
・販売手数料 ・荷造費 ・運搬費 ・外注費	「その他の営業費用」
・広告宣伝費 ・見本費 ・保管費 ・福利厚生費	
・販売及び一般管理部門関係の交際費	
・旅費 ・交通費	
・通信費 ・水道光熱費 ・消耗品費 ・租税公課	
・修繕費 ・保険料 ・支払手数料(ロイヤリティを含む)など	
営業利益	

特定サービス産業実態調査の「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の金額を記入してください。

例えば、特定サービス産業実態調査の「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合計を記入し、特定サービス産業実態調査の「減価償却費」には、「売上原価」の減価償却費と「販売費及び一般管理費」の減価償却費の合計を記入してください。

この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づいて行われている基幹統計調査です。

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

第二章 公的統計の作成

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 調査票情報等の保護

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者